

参考-12

気 象 業 務 法 (抄)

(昭和二十七年法律第百六十五号)

最終改正： 平成二十九年五月三十一日 (平成二十九年法律第四十一号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

六 前各号の業務を行うに必要な研究

七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

第二章 観測

(気象庁以外の者の行う気象観測)

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一 研究のために行う気象の観測

二 教育のために行う気象の観測

三 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一 その成果を発表するための気象の観測

二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

(観測に使用する気象測器)

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の検定に合格した気象測器を用い

た観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるよ

うに努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

(予報業務の許可)

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）を定めて行う。

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(予報及び警報の標識)

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれを行しなければならない。

第三章の二 気象予報士

(試験)

第二十四条の二 気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験は、気象予報士の業務に必要な知識及び技能について行う。

(試験の一部免除)

第二十四条の三 試験を受ける者が、予報業務その他国土交通省令で定める気象業務に関し国土交通省令で定める業務経歴又は資格を有する者である場合には、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除することができる。

(気象予報士となる資格)

第二十四条の四 試験に合格した者は、気象予報士となる資格を有する。

(指定試験機関の指定等)

第二十四条の五 気象庁長官は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 気象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第二十四条の六 気象庁長官は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
 - 三 第二十四条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第二十四条の九第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者（指定の公示等）
- 第二十四条の七** 気象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。
- 2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。
- 3 気象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 検定

（検定の有効期間）

第三十一条 構造、使用条件、使用状況等からみて検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして国土交通省令で定める気象測器の検定の有効期間は、その国土交通省令で定める期間とする。

第六章 雑則

（交通政策審議会への諮問等）

第四十三条の二 交通政策審議会は、気象庁長官の諮問に応じ、第三条各号に掲げる事項その他気象業務に関する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関に対し、意見を述べることができる。（経過措置）

第四十三条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。（国土交通省令への委任）

第四十三条の五 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

第七章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条の十第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者
- 二 指定試験機関が第二十四条の十六第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員
- 三 センターが第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第二項の規定による第二十四条の二十九に規定する業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をしたセンターの役員又は職員
- 四 登録検定機関が第三十二条の十三第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録検定機関の役員又は職員

水防関係機関連絡先一覧表

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
河川情報							
国土交通省	北陸地方整備局	水災害予報センター	流域水害対策係	025-370-6770			新潟市中央区美咲町 1－1－1
	富山河川国道事務所	流域治水課	流域連携係	076-443-4715	358		富山市奥田新町 2－1
	黒部河川事務所	河川管理課	管理係	0765-52-4687			黒部市天神新173
富山県	土木部河川課		防災係	076-444-9098	4097	11-4097 111-4097 080-2965-6980	富山市新総曲輪 1－7
	新川土木センター	工務第二課	河川管理班	0765-22-9125		23-367 123-367 080-2965-6992	魚津市新宿10－7
	入善土木事務所	工務課	河川管理班	0765-72-1134		33-14 080-2965-6997	下新川郡入善町上野11473
	富山土木センター	工務第二課	河川管理班	076-444-4484		21-367 121-367 080-2965-6988	富山市舟橋北町 1－11
	立山土木事務所	工務課	河川班	076-463-1107		32-9-37 080-2965-6998	中新川郡立山町前沢2359－5
	高岡土木センター	工務第二課	河川砂防班	0766-26-8432		22-362 122-362 080-2965-6990	高岡市赤祖父211
	氷見土木事務所	工務課	河川班	0766-74-0952		31-14 080-2965-6999	氷見市朝日丘 9－24
	小矢部土木事務所	工務課	河川砂防班	0766-67-5986		35-14 080-2965-7000	小矢部市今石動町 2－13－1
	砺波土木センター	工務第二課	河川班	0763-22-4314		34-14 134-14 080-2965-6996	南砺市寺家330
	富山県市町村	富山市	河川整備課		076-443-2221		
		道路河川管理課		076-443-2093			富山市新桜町7-38
		防災課		076-443-2181	11	71-11 116-80-71-11 080-2965-7037	富山市新桜町7-38
		土木事務所管理課		076-468-1641			富山市高内365
		土木事務所建設課		076-468-1327			富山市高内365
高岡市		土木維持課	河川港湾係	0766-30-7288	2944	72-9-2944	高岡市広小路7-50
魚津市		建設課	維持管理係	0765-23-1029	338	73-9-338	魚津市釈迦堂 1－10－1
氷見市		ふるさと整備課	治水・治山担当	0766-30-7071	7071	74-9-7071	氷見市鞍川1060番地
滑川市		建設課		076-475-1462		75-11	滑川市寺家町104
		防災危機管理課		076-475-0573		75-11	滑川市寺家町104
黒部市		道路河川課	道路河川維持係	0765-54-2644	2135	76-9-2137	黒部市三日市1301
砺波市		土木課	施設係	0763-33-1435	234	77-18	砺波市栄町 7－3
小矢部市		都市建設課		0766-67-1760	430	78-9-431	小矢部市本町 1－1
南砺市		建設維持課	公園・河川係	0763-23-2022	2259	79-11	南砺市荒木1550
射水市		河川・港湾課	河川・土砂対策係	0766-51-6684	5231	80-9-5231 016-122-80-80-9-4157 080-8694-0988	射水市小島703
舟橋村		住民生活課	産業建設係	076-464-1143		81-9-22	中新川郡舟橋村仏生寺55
上市町		建設課	建設班	076-472-2479	311	82-9-312	中新川郡上市町法音寺 1
立山町		建設課	都市計画係	076-462-9975	1253	83-9-1253	中新川郡立山町前沢2440
入善町		建設課	業務用地係	0765-72-3824(直) 0765-72-1100(代)		84-9-331	下新川郡入善町入膳423
朝日町		建設課		0765-83-1100		85-14	下新川郡朝日町道下1133

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
ダム情報							
国土交通省	北陸地方整備局	河川管理課	ダム管理係	025-370-6769			新潟市中央区美咲町 1－1－1
	宇奈月ダム管理所	ダム課	ダム係	0765-62-9071			黒部市宇奈月町舟見明日音沢 4－9
富山県	朝日小川ダム管理所			0765-84-8757			下新川郡朝日町山崎字道口 1－6
	舟川ダム管理所			0765-78-2250		080-2965-7023	下新川郡入善町舟見字六谷12
	大谷ダム管理所			0765-54-9261		080-2965-7031	黒部市栗寺字南大平208－9
	布施川ダム管理所			0765-58-1454		080-2965-7032	黒部市福平字大坂285
	角川ダム管理所			0765-33-9206		080-2965-7024	魚津市大熊字仙久人487
	上市川ダム管理事務所			076-472-0676		080-2965-7020	中新川郡上市町東種字郷津 1－2
	白岩川ダム管理事務所			076-463-0392		080-2965-7014	中新川郡立山町白岩字矢割29
	熊野川ダム管理所			076-483-2568		080-2965-7018	富山市手出12
	熊野川ダム管理所連絡所			076-483-2568 (夏季) 076-483-1889 (冬季)		080-2965-7021	富山市文珠寺下川原割
	室牧ダム管理事務所			076-458-1105		080-2965-7022	富山市八尾町蒲谷41－3
	久婦須川ダム管理所			076-455-1311		080-2965-7013	富山市八尾町桐谷字助島18－6
	富山農林振興センター (湯谷川ダム)	農村整備課	水利防災第二班	076-444-4478		080-2965-7030	富山市舟橋北町 1－11 (富山市山田赤目谷字湯之樫)
	和田川ダム管理事務所			0763-37-0286		080-2965-7033	砺波市増山1491
	城端ダム管理所			0763-62-0550		080-2965-7015	南砺市上原字大仏島811
	利賀川ダム管理事務所			0763-68-2250(夏期) 0763-68-2304(冬期)		080-2965-7025	南砺市利賀村水無 3－21 (夏期) 南砺市利賀村大勘場556 (冬期)
	境川ダム管理事務所			0763-67-3134		080-2965-7016(夏期) 080-2965-7017(冬期)	南砺市新屋786－2
	臼中ダム管理所			0763-55-1435		080-2965-7026	南砺市臼中東島410
	小矢部川ダム管理事務所			0763-55-1104		080-2965-7029	南砺市刀利字大平72－2
	子撫川統合ダム管理事務所			0766-67-3107		080-2965-7028	小矢部市宮中字新村15
	五位ダム管理所			0766-65-1358		080-2965-7019	高岡市福岡町五位堀切191

【防災行政無線によるかけ方】

<光回線>

- ・かけ方 ※80-(番号): 富山県庁、土木センター、土木事務所、
富山新港管理局、伏木富山港、富山港事務所、富山空港管理事務所、
市町村、消防本部から

<衛星回線>

- ・かけ方 99-(番号): 富山県庁から
※88-(番号): 土木センターから

<衛星携帯回線>

- ・かけ方 ※82-(番号): 富山県庁、土木センター、土木事務所、
出先機関(ダム以外)、市町村、消防本部から
(番号) : ダムから

※別表2の機関から発信する場合は、発信特番を付加すること。
(別表2)

富山土木センター立山土木事務所: 8	上市町役場: 69
高岡市役所: 8	立山町役場: 8
魚津市役所: 80	入善町役場: 8
氷見市役所: 9	富山市消防本部: 87
黒部市役所: 8	高岡市消防本部: 17
小矢部市役所: 17	砺波地域消防組合消防本部: 98
射水市役所: 82	射水市消防本部: 9
舟橋村役場: 8	

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
水防関係機関							
国 土 交 通 省 富 山 県 富 山 市 町 村 消 防 本 部	水管理・国土保全局防災課		災害対策室	03-5253-8111			東京都千代田区霞が関 2－1－3
	立山砂防事務所			076-482-1111			中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂61
	利賀ダム工事事務所			0763-33-4701			砺波市太郎丸 1－5－10
	伏木富山港湾事務所		沿岸防災対策室	076-441-1901			富山市牛島新町11－3
	富山防災センター			076-478-5511			富山市水橋入江334－ 4
	福岡防災ステーション			0766-64-0770			高岡市福岡町土屋20
	危機管理局防災課		防災係	076-444-3187		11-3373 111-3373	富山市新緑曲輪 1－ 7
	農林水産部農村整備課		水利防災係	076-444-3378		11-3945 111-3945	富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル 4 階
	富山新港管理局		工務課	0766-84-8292		43-12 080-2965-7010	射水市奈呉の江 7
	伏木港事務所		工務課	0766-44-0277		44-11 080-2965-7011	高岡市伏木湊町 5－15
富 山 県 富 山 市 町 村 消 防 本 部	富山港事務所		工務課	076-437-7131		45-11 080-2965-7012	富山市東岩瀬町海岸通り 5
	富山空港管理事務所		業務課	076-495-3055		42-11 080-2965-7002	富山市秋ヶ島30
	富山市消防局			076-493-4141		91-9-251 116-80-91-9-251 080-2965-7067	富山市今泉191－ 1
	高岡市消防本部			0766-22-3131		92-9-245 122-80-92-9-245 080-2965-7069	高岡市広小路 5－10
	射水市消防本部			0766-56-9489		93-9-104 122-80-93-9-104 080-2965-7071	射水市橋下条1522
	富山県東部消防組合魚津消防署			0765-24-7977		94-11 123-80-94-11 080-2965-7073	魚津市本江3197－ 1
	新川地域消防本部			0765-54-0119		96-11 123-80-96-11 080-2965-7077	黒部市植木761－ 1
	砺波地域消防組合消防本部			0763-32-4957		97-9-140 124-80-97-9-140 080-2965-7079	砺波市大辻501
	立山町消防本部			076-463-0005		98-11 123-80-98-11 080-2965-7081	中新川郡立山町米沢36
	電 話 ・ 電 力	西日本電信電話株式会社	富山支店	ITフィールドテクノ / 富山設備部 災害対策担当	076-492-9501		
北陸電力株式会社		再生可能 エネルギー部	水力土木チーム	076-441-2511			富山市牛島町15－ 1
関西電力株式会社 黒部川水力センター		(黒部川水系)	土木係	0765-62-1561			黒部市宇奈月温泉598 - 1
関西電力株式会社 庄川水力センター		(庄川・神通川水系)	土木係	0763-82-4255			砺波市庄川町青島3102
気 象 庁	富山地方気象台			076-432-2331			富山市石坂2415
	新潟地方気象台			025-281-5872			新潟市中央区美咲町 1－2－ 1
	金沢地方気象台			076-260-1462			金沢市西念 3－4－ 1
	岐阜地方気象台			058-271-4108			岐阜市加納二之丸 6
交通関係							
公 共 交 通 機 関	西日本旅客鉄道株式会社	富山施設管理 センター		076-432-2842			富山市明輪町 1－227
	あいの風とやま鉄道株式会社			076-444-1300			富山市諏訪川原一丁目3-22
	富山地方鉄道株式会社			076-432-5111			富山市桜町 1－1－36
	加越能鉄道株式会社			0766-22-4886			高岡市江尻1243－ 1
	万葉線株式会社	軌道課		0766-22-1196			高岡市荻布字川西68

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
支援団体							
防衛省	自衛隊富山地方協力本部			076-441-3271			富山市牛島新町 6－24
	陸上自衛隊第382施設中隊			0763-33-2392			砺波市鷹栖出935
	陸上自衛隊第14普通科連隊			076-241-2171			金沢市野田町 1－ 8
富山県	警察本部警備部警備課			076-441-2211			富山市新総曲輪 1－ 7
	入善警察署			0765-72-0110			下新川郡入善町桐山1385
	黒部警察署			0765-54-0110			黒部市三日市1524－ 1
	魚津警察署			0765-24-0110			魚津市本江1000
	滑川警察署			076-475-0110			滑川市加島町 8
	上市警察署			076-472-0110			中新川郡上市町大坪 5－ 1
	富山中央警察署			076-444-0110			富山市赤江町 5-1
	富山南警察署			076-420-0110			富山市蠅川 1 2 3－ 1
	富山西警察署			076-466-0110			富山市婦中町宮ヶ島229－ 1
	射水警察署			0766-83-0110			射水市今井170－ 1
警視庁	高岡警察署			0766-23-0110			高岡市あわら町 1－ 5
	氷見警察署			0766-91-0110			氷見市窪300
	砺波警察署			0763-32-0110			砺波市春日町 1－21
	南砺警察署			0763-52-0110			南砺市荒木1008
警察庁	小矢部警察署			0766-67-0110			小矢部市小矢部町 6－ 5
報道関係							
テレビ・ラジオ	日本放送協会	富山放送局		076-444-6600			富山市新桜町 4－ 8
	北日本放送株式会社			076-432-5555			富山市牛島町10-18
	富山テレビ放送株式会社		076-425-1111			富山市新根塚町 1－ 8－14	
	株式会社チューリップテレビ	放送センター		076-442-7000		富山市奥田本町 8－24	
	株式会社テレビ朝日	富山支局		076-431-2270		富山市新桜町 6－18	
	富山エフエム放送株式会社			076-442-5533		富山市奥田町 2－11	
新聞・通信社	株式会社北日本新聞社			076-445-3300			富山市安住町 2－14
	株式会社北國新聞社	富山本社 (富山新聞社)		076-491-8111			富山市大手町 5－ 1
	株式会社読売新聞東京本社	富山支局		076-441-2888			富山市安住町 7－18
	株式会社朝日新聞社	富山総局		076-441-1671			富山市新桜町 6－18
	株式会社毎日新聞社	富山支局		076-432-3311			富山市新総曲輪 1－ 7－15
	株式会社中日新聞社	富山支局		076-424-4141			富山市丸の内 2－ 3－12
	株式会社日本経済新聞社	富山支局		076-432-4463			富山市本町 9－10
	一般社団法人共同通信社	富山支局		076-432-6901			富山市安住町 2－14
	株式会社時事通信社	富山支局		076-432-6754			富山市安住町 2－14
出版社	株式会社日刊工業新聞社	富山支局		076-424-4277			富山市総曲輪 2－ 1－ 3

インターネットによる河川・海岸に関する情報

国土交通省、富山県では河川の水位や海岸の波高、雨量等の情報を、富山地方気象台では気象情報や海象情報をインターネットで公表しています。

パソコンから

URL

https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/	防災ネット富山（富山河川国道事務所）
https://www.river.go.jp	川の防災情報（国土交通省）
https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rd?zm=5&clat	XRAIN（国土交通省）
https://preftoyama.secure.force.com/bousai2/	富山防災WEB（富山県防災課）
https://www.data.jma.go.jp/toyama/datalink/datalink.html	富山県版気象庁HPデータリンク集（富山地方気象台）
https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/	雨雲の動き（気象庁）
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（気象庁）
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（気象庁）
https://www.pref.toyama.jp/1503/bousaianzen/bousai/suigai/kj00009527.html	浸水想定区域図（富山県河川課）
https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/bousai/suigai/kj00017580.html	津波浸水想定（富山県防災課）
https://www.pref.toyama.jp/1503/kendodukuri/shinrinkasen/kasen/kj00018796.html	津波災害警戒区域（富山県河川課）
http://kawa.pref.toyama.jp/camera/	富山県河川海岸カメラ・水位情報（富山県）
https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.507/137.021/&contents=tidelevel	潮位観測情報（気象庁）
https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#/&contents=wave	波浪観測情報（気象庁）

携帯電話から

URL

https://www.river.go.jp	川の防災情報（国土交通省）	...	
https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省防災情報提供センター		
http://www.bousai.pref.toyama.jp/	富山防災WEB（富山県防災課）	...	
https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/	雨雲の動き（気象庁）		
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（気象庁）		
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（気象庁）		
http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/mail/index.html	富山県土砂災害警戒情報メール配信サービス	...	
	（富山県砂防課）		

発行 富山県 土木部 河川課

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

TEL 076-444-9098